補助金等適正化検証シート（H01～H03 総括）

1　補助金等の概要

補助金等名称	公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金				
交付先の分類	○ 不特定の個人·団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	茨木市人権擁護委員会 茨木市民生委員児童委員協議会 茨木地区保護司会			平成23年度 交付者(団体)数	3
交付の相手先の要件	国等から委嘱された委員で組織された団体				
補助事業の 内容・目的	公的委員の資質向上を図る研修や連絡調整等を行う団体に対して補助を行うことにより、公的委員が地域で円滑に活動することができるよう支援することを目的とする。				
補助対象経費	活動に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等以外の経費				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	昭和
	011060 061021	総務部 健康福祉部	人権・男女共生課 福祉政策課		
総合計画 施策体系	章	こころすこやか「福祉充実都市」の実現			
	細節	ともに支え合う地域社会の形成			
	施策	地域福祉の充実			
予算事業名	人権啓発事業、民生委員事業、各種団体助成事業				
根拠規定等	茨木市人権擁護委員会補助要綱、茨木市社会福祉事業団体補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	9,304,000		3,101,333	376,000	8,264,000
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ◉ 定　額 ○ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		茨木市人権擁護委員会　376,000円 茨木市民生委員児童委員協議会　8,264,000円 茨木地区保護司会　664,000円			99% 77% 27%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的 経費への補助	○ 無　◉ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	○ 無　◉ 有　→	有の場合は 交付先	保護司会については、茨木市更生保護推進協議会、茨木ＢＢＳ会へ支出		

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	◉ 非常に高い ○ やや高い ○ やや低い	地域で活動する公的委員の資質向上や活動の円滑化を図ることにより、市民全体の利益につながることから、公益性は非常に高い。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	地域で活動する公的委員の団体は当該３団体のみであることから公平性は高い。ただし、補助額の算定根拠が明確でなく、３団体間において補助額に違いがあることから団体間の公平性を確保する必要がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	委員の資質向上や委員間の連絡調整が円滑に行われていることから、有効性は非常に高い。ただし、補助対象経費が明確でなく、運営費も含んだ団体全体の経費を補助対象としていることから、事業に対する補助へ移行する必要がある。

3　補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点			理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	現行は定額の補助であるとともに、団体間で補助額に違いがあることから、補助上限額の算定基準を明確に定め、各団体間の公平性を確保する。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	各委員は無報酬により活動しており、委員の円滑な活動や資質向上を支援する活動に対して、自己負担を求める性質ではなく、行政として支援する必要があることから100%補助とする。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	補助対象経費が明確でなく、団体の活動費全体を補助対象経費としているため、補助対象経費を明確にし、事業に対する補助へ移行する。
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	無報酬で活動していただいていることから、行政として一定の支援は必要であるが、今後、団体自ら事務局を担っていくことができるよう支援していく。

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	**見直し内容** ☐ 補助額(率)　☐ 補助対象(交付先)　☑ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他
	説　明	
	平成25年度を目処に、補助対象経費を明確にして運営費補助から事業補助へ移行する。 また、事業費補助部分の補助上限額の算定方法については、３団体間の公平性を確保するため、「単価×委員数」を<u>上限額</u>として、<u>実際に要した事業費</u>を補助額とする。	
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

茨木市人権擁護委員会・茨木市民生委員児童委員協議会・茨木市保護司会の概要

Ｈ－01　茨木市人権擁護委員会

○ 人権擁護委員とは

人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間のボランティアである。任期は３年であり、茨木市では１５人、全国に約１万４，０００人がいる。

その活動は、①法務局や市役所等における市民からの人権相談、②法務局職員と連携しての人権侵害被害者（いじめ・不登校、虐待、ＤＶ等）の救済、③市民の人権意識の普及・向上のための啓発活動の実施などである。その他にも、各種の審議会や審査会などに委員として参画することにより、人権の視点に立った意見を提供している。

○ 人権擁護委員会の活動

人権擁護委員法の主旨に則り、人権擁護委員がその任務を円滑に遂行するための活動を行う。

- 総会（年１回）、定例会（年４回）
- 人権相談（月２回）、「人権擁護委員の日」特設人権相談（６月初旬）
- 小学生対象の「人権の花運動」
- 「人権週間」街頭啓発活動（１２月初旬）
- 人権に関するフィールドワーク、研修活動

Ｈ－02　茨木市民生委員児童委員協議会

○ 民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員であり、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。任期は３年とされている。

○ 民生委員児童委員協議会の活動

民生委員法に規定する任務を遂行するため、民生委員・児童委員及び主任児童委員をもって組織し、委員相互の連絡協調を図るとともに市民生活の安定と福祉の増進を図る。

- 役員会、地区委員長会、地区委員会（毎月）
- 大阪府民生委員児童委員協議会連合会及び大阪府社会福祉協議会が実施する各種研修会への参加
- 機関誌の発行（年２回）
- 友愛訪問活動（随時）
- 子ども“わいわい”ネットワーク茨木の行事に参加（随時）
- 児童虐待の防止にむけた情報収集と関係機関等の連携強化活動（随時）など

Ｈ－03　茨木地区保護司会

○ 保護司とは

保護司法に基づき，法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。任期は2年とされている。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。このような保護司は，全国に約４万８，０００人いる。

○茨木地区保護司会の活動

保護司法第１３条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、保護司法第１条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行う。

- 定例会（毎月）
- 地域別定例研修（年４回）
- 自主研修（年４回）
- 更生保護関係団体の企画する行事に参加（随時）
- 社会を明るくする運動街頭啓発活動など

補助金等適正化検証シート（Ｈ－01）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市人権擁護委員会補助金				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体	◉ 特定種類の団体↓	○ 公募(一定数の団体を選考)		
交付の相手先	茨木市人権擁護委員会			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	人権擁護委員会				
補助事業の 内容・目的	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、その中心的な役割として法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が活動している。その活動の円滑化を図るとともに、人権尊重のまちづくりをめざす。				
補助対象経費	大阪第三人権擁護委員協議会負担金、研修にかかる交通費				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	昭和58年度
	011060	総務部	人権・男女共生課		
総合計画 施策体系	章	こころすこやか「福祉充実都市」の実現			
	細節	すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成			
	施策	恒久平和の実現と人権の尊重			
予算事業名	人権啓発事業				
根拠規定等	茨木市人権擁護委員会補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	376,000	376,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ◉ 定　額 ○ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		予算の範囲内			100%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的経費への補助	◉ 無　○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	◉ 非常に高い ○ やや高い ○ やや低い	当該団体は、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及を目的に、法務大臣より委嘱を受けて活動している団体である。そのため、当該団体の活動は地域の人権啓発活動には欠かせないものであり、公益性は非常に高い。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	地域において同様の活動を担っている団体は他にはないことから公平性は高い。ただし、補助額の算定根拠が明確でなく、他の団体との公平性を確保する必要がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	地域において、人権相談や人権啓発活動を継続的に実施しており、有効性は高い。ただし、補助対象経費が明確でなく、運営費も含んだ団体全体の経費を補助対象としていることから、事業に対する補助へ移行する必要がある。

3　補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点			理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	現行は定額の補助であるとともに、団体間で補助額に違いがあることから、補助上限額の算定基準を明確に定め、各団体間の公平性を確保する。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	各委員は無報酬により活動しており、委員の円滑な活動や資質向上を支援する活動に対して、自己負担を求める性質ではなく、行政として支援する必要があることから100%補助とする。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	無報酬で活動していただいていることから、行政として一定の支援は必要であるが、今後、団体自ら事務局を担っていくことができるよう支援していく。

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容	
		☐ 補助額 (率)　☐ 補助対象(交付先)　☑ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他	
	説　明		
	平成25年度を目処に、補助対象経費を明確にして運営費補助から事業補助へ移行する。 また、事業費補助部分の補助上限額の算定方法については、３団体間の公平性を確保するため、「単価×委員数」を上限額として、実際に要した事業費を補助額とする。		
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度	

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市人権擁護委員会補助金

団体名	茨木市人権擁護委員会		
設立目的	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図り、円滑な活動をすることを目的とする。		
活動内容	○人権擁護委員法の職務に関する連絡及び調整をすること ○人権擁護委員の職権に関し、必要な資材及び情報の収集をすること ○人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること ○人権擁護員法に基づき、必要な事業を行うこと。		
設立年月	昭和　37　年　7　月	会費（年額）	1,000 円／人・団体
会員(団体)数	15 人（うち市民　15 人） 団体の集合体の場合→　団体		

決算状況（平成23年度）（単位：円）

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

市補助金	376,000	当該補助事業経費	補助対象経費	378,120
会費収入	14,000		（うち管理的経費）	0
事業収入	0		（うち人件費）	0
国・府補助金	0		補助対象外経費	0
その他補助金	0		補助事業経費　計	378,120
その他の収入	20	当該補助事業*以外の経費		10,000
前年度繰越金	36,545			
収入合計	426,565	支出合計		388,120
収入に占める市補助の割合	88.1%	収支（次年度繰越金）		38,445

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市人権擁護委員会補助金】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	◉ 有　○ 無
補助金名		池田市人権擁護委員会補助金
補助額(※)		30,000
事業内容		池田市人権擁護委員会に対する補助金
補助対象		池田市人権擁護委員会
その他特記事項	市として事務のサポートはしているが、補助金は出していない。	
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	◉ 有　○ 無
補助金名		高槻市推進事業補助金
補助額(※)		198,000
事業内容		高槻市人権擁護委員会に対する補助金
補助対象		高槻市人権擁護委員会
その他特記事項	相談を１件受けるごとに担当擁護委員に1,500円を支出。 必要経費に対し賄い程度を支出。	
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項	団体への補助金は交付していないが、「人権擁護委員会運営事業」として事務局（市役所）で予算を組んでいる	市として事務のサポートはしているが、補助金は出していない。

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｈ－02）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市民生委員児童委員協議会）				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	茨木市民生委員児童委員協議会			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	茨木市民生委員児童委員協議会				
補助事業の 内容・目的	茨木市民生委員児童委員協議会は、民生委員法第20条の規定に基づく団体で、民生委員が担当する区域や事項を定めることや、連絡調整などの役割を担っており、地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する活動を行っている民生委員の活動を支援するため。				
補助対象経費	社会福祉の活動に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等以外の経費（地区委員会活動費、各種研修費、会議室等使用料等）。				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	昭和28年度
	061021	健康福祉部	福祉政策課		
総合計画 施策体系	章	こころすこやか「福祉充実都市」の実現			
	細節	ともに支え合う地域社会の形成			
	施策	地域福祉の充実			
予算事業名	民生委員事業				
根拠規定等	茨木市社会福祉事業団体補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	8,264,000	8,264,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ◉ 定　額 ○ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		予算の範囲内			84%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的経費への補助	○ 無　◉ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	◉ 非常に高い ○ やや高い ○ やや低い	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場になって必要な相談支援を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としている団体であり、公益性は非常に高い。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	法律に基づき活動しているボランティアの団体であり、常に住民の立場に立って必要な相談支援を行える団体はいないことから公平性は非常に高い。ただし、補助額の算定根拠が明確でなく、他の団体との公平性を確保する必要がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	日々、地域の実情を把握し相談支援を行っており、補助金に見合う効果は大きく有効性は非常に高い。ただし、補助対象経費が明確でなく、運営費も含んだ団体全体の経費を補助対象としていることから、事業に対する補助へ移行する必要がある。

3　補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点			理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	現行は定額の補助であるとともに、団体間で補助額に違いがあることから、補助上限額の算定基準を明確に定め、各団体間の公平性を確保する。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	各委員は無報酬により活動しており、委員の円滑な活動や資質向上を支援する活動に対して、自己負担を求める性質ではなく、行政として支援する必要があることから100%補助とする。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	補助対象経費が明確でなく、団体の活動費全体を補助対象経費としているため、補助対象経費を明確にし、事業に対する補助へ移行する。
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	無報酬で活動していただいていることから、行政として一定の支援は必要であるが、今後、団体自ら事務局を担っていくことができるよう支援していく。

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容 ☐ 補助額(率)　☐ 補助対象(交付先)　☑ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他
	説　明	
	平成25年度を目処に、補助対象経費を明確にして運営費補助から事業補助へ移行する。 また、事業費補助部分の補助上限額の算定方法については、３団体間の公平性を確保するため、「単価×委員数」を上限額として、実際に要した事業費を補助額とする。	
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市民生委員児童委員協議会）

団体名	茨木市民生委員児童委員協議会		
設立目的	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に務めることを任務として、市町村の区域に配置されている非常勤の特別職の地方公務員として設立された。		
活動内容	地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する職務・活動を行っている。主な活動としては、担当地域内の住民の生活状況や福祉需要を把握するアンテナ役としての働きをし、支援が必要な人の状況に応じ、見守りや声かけ、訪問などを通じて、関係機関と調整するなどの活動を行っている。		
設立年月	昭和 23 年 月	会費（年額）	6,000 円／人・団体
会員(団体)数	391 人（うち市民 391 人） 団体の集合体の場合→ 団体		

決算状況（平成23年度）（単位：円）

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

収入	金額		支出	金額
市補助金	8,264,000	当該補助事業経費	補助対象経費	9,474,653
会費収入	2,436,000	当該補助事業経費	(うち管理的経費)	
事業収入	0	当該補助事業経費	(うち人件費)	
国・府補助金	23,128,332	当該補助事業経費	補助対象外経費	27,282,399
その他補助金	0	当該補助事業経費	補助事業経費　計	36,757,052
その他の収入	2,498,047	当該補助事業*以外の経費		
前年度繰越金	2,649,321			
収入合計	38,975,700	支出合計		36,757,052
収入に占める市補助の割合	21.2%	収支（次年度繰越金）		2,218,648

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木市民生委員児童委員協議会）】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	◉ 有　　○ 無	◉ 有　　○ 無
補助金名	豊中市民生児童委員協議会補助金	民生児童委員協議会補助金
補助額(※)	6,741,300	2,494,500
事業内容	民生委員法第20条の規定に基づく団体で、地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する活動を行っている。	民生委員法第20条の規定に基づく団体で、地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する活動を行っている。
補助対象	豊中市民生委員児童委員協議会	池田市民生委員児童委員協議会
その他特記事項	民生委員の活動費を補助　1月当たり1人1,000円 （民生委員定数571人　現在559人委嘱）	民生委員の活動費を補助　年間1人13,500円
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	◉ 有　　○ 無	○ 有　　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		社会福祉協議会への補助金に含めて執行
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	◉ 有　　○ 無	◉ 有　　○ 無
補助金名		
補助額(※)		4,688,250
事業内容		民生委員法第20条の規定に基づく団体で、地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する活動を行っている。
補助対象		摂津市民生委員児童委員協議会
その他特記事項		民生委員の活動費を補助　年間1人33,250円

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｈ－03）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木地区保護司会）				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	茨木地区保護司会			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	茨木地区保護司会				
補助事業の 内容・目的	茨木市保護司会は、保護司法第13条に基づく団体で、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めている保護司の活動を奨励し、資質向上を図るため。				
補助対象経費	社会福祉の活動に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等以外の経費（事務費（雑費を除く）、分担金、事業費（慶弔費を除く））。				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	不明
	061021	健康福祉部	福祉政策課		
総合計画 施策体系	章	こころすこやか「福祉充実都市」の実現			
	細節	ともに支え合う地域社会の形成			
	施策	地域福祉の充実			
予算事業名	各種団体助成事業				
根拠規定等	茨木市社会福祉事業団体補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	664,000	664,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ◉ 定　額 ○ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		予算の範囲内			26%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的経費への補助	○ 無　◉ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	○ 無　◉ 有 →	有の場合は 交付先	茨木市更生保護推進協議会、茨木ＢＢＳ会		

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	◉ 非常に高い ○ やや高い ○ やや低い	当該団体は、保護司法第13条に基づく団体で、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めており、公益性は非常に高い。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	法律に基づき活動している団体であり、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めている団体は他にないことから公平性は高い。ただし、補助額の算定根拠が明確でなく、他の団体との公平性を確保する必要がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	法律に基づき犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めていることから有効性は高い。ただし、補助対象経費が明確でなく、運営費も含んだ団体全体の経費を補助対象としていることから、事業に対する補助へ移行する必要がある。

3　補助金等交付基準に基づく検証

	基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	現行は定額の補助であるとともに、団体間で補助額に違いがあることから、補助上限額の算定基準を明確に定め、各団体間の公平性を確保する。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	◉ はい ○ いいえ →	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	地域で活動する公的委員で組織する団体は３団体のみであり、全ての団体を対象としている。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	補助対象経費が明確でなく、団体の活動費全体を補助対象経費としているため、補助対象経費を明確にし、事業に対する補助へ移行する。
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	保護司会の活動に賛同し協力する団体に対して、再補助を行っている。
10	団体の事務局は団体自らが行っている	○ はい ◉ いいえ → ○ 対象外	無報酬で活動していただいていることから、行政として一定の支援は必要であるが、今後、団体自ら事務局を担っていくことができるよう支援していく。

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容 ☐ 補助額(率)　☐ 補助対象(交付先)　☑ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他		
	説　明			
	平成25年度を目処に、補助対象経費を明確にして運営費補助から事業補助へ移行する。 また、事業費補助部分の補助上限額の算定方法については、３団体間の公平性を確保するため、「単価×委員数」を<u>上限額</u>として、<u>実際に要した事業費</u>を補助額とする。			
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度		

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木地区保護司会）

団体名	茨木地区保護司会		
設立目的	保護司法（以下、「法」という）第１３条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第１条に規定する保護司の使命達成に資することを目的とする。		
活動内容	法第８条の２に規定する職務の遂行（職務に関する連絡及び調整、保護司の職務に関する研修、更生保護についての広報宣伝活動、保護司の人材確保）		
設立年月	昭和 24 年 月	会費（年額）	5,000 円／人・団体
会員(団体)数	64 人（うち市民 64 人） 団体の集合体の場合→ 団体		

決算状況（平成23年度）（単位：円）

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

市補助金	664,000	当該補助事業経費	補助対象経費	2,486,044
会費収入	326,000		（うち管理的経費）	182,394
事業収入			（うち人件費）	
国・府補助金			補助対象外経費	182,394
その他補助金	565,060		補助事業経費　計	2,668,438
その他の収入	1,224,067	当該補助事業*以外の経費		
前年度繰越金	454,284			
収入合計	3,233,411	支出合計		2,668,438
収入に占める市補助の割合	20.5%	収支（次年度繰越金）		564,973

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市社会福祉事業団体補助金（茨木地区保護司会）】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　○ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　○ 無	◉ 有　○ 無
補助金名		団体補助金
補助額(※)		352,000
事業内容		保護司法第13条に基づく団体で、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めている。
補助対象		保護司会の運営にかかる経費(会議費、分担金等)
その他特記事項		

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｆ－01）

1　補助金等の概要

<table>
<tr><td>補助金等名称</td><td colspan="6">茨木市森林整備事業補助金</td></tr>
<tr><td>交付先の分類</td><td colspan="6">○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)</td></tr>
<tr><td>交付の相手先</td><td colspan="4">大阪府森林組合三島支店</td><td>平成23年度
交付者(団体)数</td><td>1</td></tr>
<tr><td>交付の相手先の要件</td><td colspan="6">国の要綱及び府の要綱による補助金の交付を受ける事業を行う大阪府森林組合三島支店又は市長が認める団体</td></tr>
<tr><td>補助事業の
内容・目的</td><td colspan="6">適正な森林資源の整備を図るとともに森林の有する多様な機能を総合的資源として整備を図るため、林業団体が国及び府の要綱による補助金の交付を受ける森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより林業の振興を促進し、もって林業経営の近代化を図ることを目的とする</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="6">水土保全林、共生林、循環資源林、機能回復、森林居住環境の各事業の人工造林及び保育にかかる費用。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当部課名</td><td>所属コード</td><td>部名</td><td>課名</td><td rowspan="2">補助開始年度</td><td colspan="2" rowspan="2">平成17年度</td></tr>
<tr><td>084020</td><td>産業環境部</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">総合計画
施策体系</td><td>章</td><td colspan="5">活力あふれる「生活躍動都市」の実現</td></tr>
<tr><td>細節</td><td colspan="5">地域特性を活かした農林業振興</td></tr>
<tr><td>施策</td><td colspan="5">農林業の振興</td></tr>
<tr><td>予算事業名</td><td colspan="6">林業振興事業</td></tr>
<tr><td>根拠規定等</td><td colspan="6">茨木市森林整備事業補助要綱</td></tr>
<tr><td rowspan="3">平成23年度
補助実績（円）</td><td>総額</td><td>１交付先あたり補助額</td><td colspan="4">各交付先ごとに補助額が異なる場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,738,000</td><td rowspan="2">1,738,000</td><td>平均的な額</td><td>最も低い額</td><td colspan="2">最も高い額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助額の算定方法
(対象経費に対して)</td><td rowspan="2">○ 全　額
○ 定　額
◉ 一定割合
○ その他</td><td colspan="4">算定方法</td><td>補助対象経費に占める補助金の割合(%)</td></tr>
<tr><td colspan="4">補助対象経費1/2又は補助対象経費から他の補助金額を減して得た額又は2,000万円のうち、もっとも少ない額。</td><td>44%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財源内訳（%）</td><td>市</td><td>府</td><td>国</td><td rowspan="2">団体の管理的
経費への補助</td><td colspan="2" rowspan="2">◉ 無　○ 有</td></tr>
<tr><td>100%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>他団体への支出</td><td>◉ 無　○ 有　→</td><td>有の場合は
交付先</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

<table>
<tr><td colspan="3">基本的視点</td><td>説　　明</td></tr>
<tr><td>1</td><td>公益性
・不特定多数の利益の実現を図るものか。
・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。</td><td>◉ 非常に高い
○ やや高い
○ やや低い</td><td>本事業は森林の持つ水源涵養機能や森林景観の保全など森林の持つ公益的機能の維持のために欠かせないものである。
現在、当該団体しか事業を実施出来る施工能力を有していない。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>公平性
・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。
・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。</td><td>○ 非常に高い
◉ やや高い
○ やや低い</td><td>事業実施には一定の施工能力が必要である。要綱上、能力等、一定の条件を満たした団体なら、補助対象団体になりうるが、現在、当該団体しか事業を実施出来る施工能力を有していない。
所有者だけでは費用負担が大きく、森林整備が行えない。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>有効性
・補助金額に見合う効果があるか。
・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。</td><td>◉ 非常に高い
○ やや高い
○ やや低い</td><td>森林を適正に管理することにより、水源涵養や土砂流出防止機能などの公益的機能が発揮されるとともに、二酸化炭素の吸収源として温暖化の抑制につながり、良好な環境が保たれる。また、国・府より直接団体へ補助されるので、市の支援方法としては、補助金執行が適している。</td></tr>
</table>

3　補助金等交付基準に基づく検証

	基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	◉ はい ○ いいえ →	
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	◉ はい ○ いいえ →	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	事業実施には一定の施工能力が必要である。要綱上、能力等、一定の条件を満たした団体なら、補助対象団体になりうるが、現在、当該団体しか事業を実施出来る施工能力を有していない。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	事業実施には一定の施工能力が必要である。要綱上、能力等、一定の条件を満たした団体なら、補助対象団体になりうるが、現在、当該団体しか事業を実施出来る施工能力を有していない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4　今後の方向性

1	◉ ①現行どおり継続 ○ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容 ☐ 補助額 (率)　☐ 補助対象(交付先)　☐ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他
	説　明	
	森林を適切に維持管理することにより、水源涵養や土砂災害の防止、自然景観の維持、二酸化炭素の吸収源として温暖化の抑制につながり、良好な環境が保たれるなど、市民全体が恩恵を受けることから、整備事業の推進を引き続き実施していく。	
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市森林整備事業補助金

<table>
<tr><td>団体名</td><td colspan="4">大阪府森林組合三島支店</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td colspan="4">森林所有者が互いに協同して林業の発展を目的として設立。</td></tr>
<tr><td>活動内容</td><td colspan="4">植林や間伐などの造林事業、森林リサイクル事業、森林土木事業など。</td></tr>
<tr><td>設立年月</td><td>平成　13　年　10　月</td><td>会費（年額）</td><td colspan="2">円／人・団体</td></tr>
<tr><td>会員(団体)数</td><td colspan="2">7,130 人（うち市民　　　　人）
団体の集合体の場合→　　　　団体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">決算状況
(平成23年度)
(単位：円)</td><td colspan="4">決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。</td></tr>
<tr><td>市補助金</td><td>1,738,000</td><td rowspan="5">当該補助事業経費</td><td>補助対象経費　3,950,507</td></tr>
<tr><td>会費収入</td><td>0</td><td>(うち管理的経費)　0</td></tr>
<tr><td>事業収入</td><td>0</td><td>(うち人件費)　0</td></tr>
<tr><td>国・府補助金</td><td>2,088,868</td><td>補助対象外経費　0</td></tr>
<tr><td>その他補助金</td><td>0</td><td>補助事業経費　計　3,950,507</td></tr>
<tr><td>その他の収入</td><td>123,639</td><td colspan="2">当該補助事業*以外の経費　0</td></tr>
<tr><td>前年度繰越金</td><td>0</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>収入合計</td><td>3,950,507</td><td colspan="2">支出合計　3,950,507</td></tr>
<tr><td>収入に占める市補助の割合</td><td>44.0%</td><td colspan="2">収支（次年度繰越金）　0</td></tr>
</table>

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市森林整備事業補助金】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項	森林面積　2ha 国有林　0ha 人工林　0ha 保安林　2ha	森林面積　545ha 国有林　0ha 人工林　58ha 保安林　71ha
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	◉ 有　○ 無
補助金名		造林事業補助
補助額(※)		3,096,356
事業内容		造林補助事業に対する上乗せ補助
補助対象		造林・間伐・枝打ち・下刈・複層林改良のうち、 普通林は　１．５／１０ 保安林は　３．２／１０ 風致地区は３．２／１０
その他特記事項	森林面積　2ha 国有林　0ha 人工林　0ha 保安林　2ha	作業路開設及び防護柵設置にも補助 各　２／１０ 森林面積　4,627ha、国有林　144ha、 人工林　2,315ha、保安林　1,093ha
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項	森林面積2,781ha 国有林　567ha 人工林　402ha 保安林　809ha	森林なし。

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｆ－02）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木・ふれあいの森づくり事業				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体	◉ 特定種類の団体↓	○ 公募(一定数の団体を選考)		
交付の相手先	里山サポートネット・茨木			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	茨木市域で自主的に森林保全活動を行う団体で事業主体と森林所有者等との間で、里山保全に関する協定が締結されている事業を実施しているもの。				
補助事業の 内容・目的	自主的に森林保全活動を実施する団体による森林の整備・管理事業に対し、市が補助金を交付することにより、都市住民と地域住民等とが連携・協働した里山の再生・保全活動を促進し、もって森林のもつ公益的な多面的機能の増進を図ることを目的とする。				
補助対象経費	資材購入費、機械器具借入費、育成管理費及び調査費。				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	平成20年度
	084020	産業環境部	農林課		
総合計画 施策体系	章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現			
	細節	地域特性を活かした農林業振興			
	施策	農林業の振興			
予算事業名	茨木・ふれあいの森づくり事業				
根拠規定等	茨木・ふれあいの森づくり事業補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	1,160,000	1,160,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	◉ 全　額 ○ 定　額 ○ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		資材購入費、機械器具借入費、育成管理費及び調査費のそれぞれの額を合計して得られた額。			100%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的 経費への補助	◉ 無　○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

	基本的視点		説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	現在、協定を締結して行っている事業は桜の苑だけである。 桜の苑の整備・管理を図ることにより、市民に憩いの場を提供している。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	要綱上は条件を満たしている団体であれば補助を受ける事ができるが、現在、協定を締結して事業を実施しているのは、桜の苑だけであり、１年間を通して、桜の苑の管理等の事業を実施できる団体は、当団体しかない。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	茨木市民を中心とした団体が、桜の苑の整備・管理を図ることにより、市民に憩いの場を提供している。

3　補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点			理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	◉ はい ○ いいえ →	
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	補助金を交付している桜の苑は、市としてボランティア導入による費用削減を図りながら、市民の憩いの場として開園しており、適切な管理をするため、必要経費を補助している。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	要綱上は条件を満たしている団体であれば補助を受ける事ができるが、現在、協定を締結して事業を実施しているのは、桜の苑だけであり、１年間を通して、桜の苑の管理等の事業を実施できる団体は、当団体しかない。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	要綱上は条件を満たしている団体であれば補助を受ける事ができるが、現在、協定を締結して事業を実施しているのは、桜の苑だけであり、１年間を通して、桜の苑の管理等の事業を実施できる団体は、当団体しかない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4　今後の方向性

1	◉ ①現行どおり継続 ○ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容 ☐ 補助額 (率)　☐ 補助対象(交付先)　☐ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他
	説　明	
	以前、桜の苑の整備・管理は市の委託業務としておこなっていたが、市支出金の削減、ボランティア団体の積極的な活動かつ自由な発想による整備・管理を図ることを目的に補助金に変更した経緯があり、今後も補助金を支出し、整備・管理を継続し、市民に憩いの場を提供する。また、他に条件のあった森林の整備・管理事業が出てきた場合は、事業内容等を精査し、補助金の支出を検討する。	
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木・ふれあいの森づくり事業

団体名	里山サポートネット・茨木		
設立目的	地域林業を推進することを目的とし、環境関係ボランティア団体や、自治会、林業関係者が会員となり設立。		
活動内容	指定管理施設の運営、里山・里地の保全、森林ボランティアの養成など。		
設立年月	平成 19 年 7 月	会費（年額）	円／人・団体
会員(団体)数	人（うち市民 人） 団体の集合体の場合→ 22 団体		

決算状況
(平成23年度)
(単位：円)

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

市補助金	1,160,000	当該補助事業経費	補助対象経費	1,160,000
会費収入	0		(うち管理的経費)	0
事業収入	0		(うち人件費)	0
国・府補助金	0		補助対象外経費	0
その他補助金	0		補助事業経費　計	1,160,000
その他の収入	0	当該補助事業*以外の経費		0
前年度繰越金	0			
収入合計	1,160,000	支出合計		1,160,000
収入に占める市補助の割合	100.0%	収支（次年度繰越金）		0

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木・ふれあいの森づくり事業】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｆ－03）

1　補助金等の概要

補助金等名称	松沢池環境整備事業補助金				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体	◉ 特定種類の団体↓		○ 公募(一定数の団体を選考)	
交付の相手先	茨木市春日地区土地改良区			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	溜池管理者である茨木市春日地区土地改良区				
補助事業の 内容・目的	松沢池堤塘敷の草刈り等を補助し、溜池環境の適正な維持を図る。				
補助対象経費	工事費（草刈り）				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	昭和40年代
	084020	産業環境部	農林課		
総合計画 施策体系	章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現			
	細節	地域特性を活かした農林業振興			
	施策	農林業の振興			
予算事業名	溜池維持管理事業				
根拠規定等	茨木市耕地事業補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	１交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	400,000	400,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ○ 定　額 ○ 一定割合 ◉ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		補助対象経費×補助率（70%）　ただし、予算の範囲内で400,000円を上限とする。			31%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的 経費への補助	◉ 無　○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	市域の中心に位置し、住宅地にある松沢池の護岸に、市章をツツジで形成するなどの管理を行うことにより、景観美化を図っている。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	松沢池の管理を行っている団体は当団体のみである。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	市域の中心に位置し、住宅地にある松沢池の護岸に、市章をツツジで形成するなどの管理を行うことにより、景観美化を図り、市民の生活環境の向上に効果をあげている。

3　補助金等交付基準に基づく検証

	基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	◉ はい ○ いいえ →	
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	現在、予算の範囲内で補助しているのが、要綱上の見直しにより、補助率を３０%以内とする。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	補助対象は松沢池を管理している１特定団体である。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	補助対象は松沢池を管理している１特定団体である。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4　今後の方向性

		見直し内容
1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	☑ 補助額 (率)　☐ 補助対象(交付先)　☐ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☑ その他
	説　明	
	事業内容を精査し、平成２２年度の見直しで４０万円、平成２３年度の見直しで２０万円に減額している。景観美化を図るため、今後も継続するが、要綱上の対象区分を変更し、補助率の変更を行う。	
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	松沢池環境整備事業補助金

団体名	茨木市春日地区土地改良区		
設立目的	農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択拡大及び農業構造の改善に資すること		
活動内容	地区内溜池及びそれから引水するかんがい排水施設、地域全体にわたる農道等に関する土地改良事業を行う。		
設立年月	昭和　25　年　7　月	会費（年額）	1,000 円／千㎡
会員(団体)数	81 人（うち市民　81 人） 団体の集合体の場合→　団体		

決算状況（平成23年度）（単位：円）

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

収入	金額		支出	金額
市補助金	400,000	当該補助事業経費	補助対象経費	1,281,000
会費収入	881,000		（うち管理的経費）	
事業収入	0		（うち人件費）	
国・府補助金	0		補助対象外経費	0
その他補助金	0		補助事業経費　計	1,281,000
その他の収入	0	当該補助事業*以外の経費		0
前年度繰越金	0			
収入合計	1,281,000	支出合計		1,281,000
収入に占める市補助の割合	31.2%	収支（次年度繰越金）		

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【松沢池環境整備事業補助金】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　　◉ 無	○ 有　　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　　◉ 無	○ 有　　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　　◉ 無	○ 有　　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他特記事項		

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（F04～F05　総括）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市農林業団体交流活動事業等補助金				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	茨木市農業振興団体連合会 見山地区都市農村交流活動推進委員会			平成23年度 交付者(団体)数	2
交付の相手先の要件	茨木市農業振興団体連合会・見山地区都市農村交流活動推進委員会				
補助事業の 内容・目的	市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し補助することにより、活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。				
補助対象経費	事務費、事業活動費、研修費、印刷製本費。				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	昭和58年度
	084020	産業環境部	農林課		
総合計画 施策体系	章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現			
	細節	地域特性を活かした農林業振興			
	施策	農林業の振興			
予算事業名	農業振興事務事業				
根拠規定等	茨木市農林業団体交流活動事業等補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	1,680,000		840,000	680,000	1,000,000
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ○ 定　額 ◉ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		補助対象経費に8/10を乗じてえた額			78%　71%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的経費への補助	◉ 無　○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	茨木市農業振興団体の活動は地産地消の取り組みを基軸とした農業振興を推進しており、多くの農業者の利益及び地元農産物を求める市民のニーズにこたえている。 見山地区都市農村交流活動推進委員会の活動により、都市と農村の交流が推進され、農業の活性化につながっている。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ○ やや高い ◉ やや低い	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はない。 同様の活動を行う団体が出てきた場合、活動内容の精査・検討を行い、適正であれば要綱の改正や予算要求等、補助できるように進める。 ２団体間で補助金額に差がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	振興団体に対する補助金は、野菜・作物等の各部会が実施する先進技術の講習会や先進地の研修等に支出しており、内容が農業の振興に役だっている 見山都市農が行うヒガンバナの植栽や広報誌の発行などの事業は、都市と農村の交流促進に役だっている

3　補助金等交付基準に基づく検証

	基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	団体間の公平性を図るために、補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査し、効果が高い事業を補助対象経費とする。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	団体自体、安定的な収入を得るような事業は実施しておらず、農業振興を図る上で、補助金の支出は必要である。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4　今後の方向性

		見直し内容		
1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	☑ 補助額 (率) ☐ 委託等へ移行	☑ 補助対象(交付先) ☐ その他	☑ 補助対象経費
	説　明			
	団体の組合員数や事業規模・内容を精査し、平成２４年度から減額している。今後も都市と農村の交流、農業振興上、補助支援は必要と考えられるので支援を継続するが、団体間の公平性を図るために、平成26年度から補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査して効果が高い事業を補助対象経費とする。また、現在２団体を特定して補助対象としているが、同様の活動をする団体が出てきた場合は同様に補助ができるように改正する。			
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度		

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証シート（Ｆ－04）

1　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市農林業団体交流活動事業等補助金（茨木市農業振興団体連合会）					
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)					
交付の相手先	茨木市農業振興団体連合会				平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	茨木市農業振興団体連合会・見山地区都市農村交流活動推進委員会					
補助事業の 内容・目的	市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し補助することにより、活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。					
補助対象経費	事務費、事業活動費、研修費、印刷製本費。					
担当部課名	所属コード	部名	課名		補助開始年度	昭和58年度
	084020	産業環境部	農林課			
総合計画 施策体系	章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現				
	細節	地域特性を活かした農林業振興				
	施策	農林業の振興				
予算事業名	農業振興事務事業					
根拠規定等	茨木市農林業団体交流活動事業等補助要綱					
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合			
			平均的な額	最も低い額	最も高い額	
	1,000,000	1,000,000				
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ○ 定　額 ◉ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
		補助対象経費に8/10を乗じてえた額			78%	
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的 経費への補助	◉ 無　○ 有	
	100%	0%	0%			
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先				

2　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	この団体の活動は地産地消の取り組みを基軸とした農業振興を推進しており、多くの農業者の利益及び地元農産物を求める市民のニーズにこたえている。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ○ やや高い ◉ やや低い	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はない。 同様の活動を行う団体が出てきた場合、活動内容の精査・検討を行い、適正であれば要綱の改正や予算要求等、補助できるように進める。 ２団体間で補助金額に差がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	野菜・作物等の各部会が実施する先進技術の講習会や先進地の研修等に支出しており、内容が農業の振興に役だっている。

3　補助金等交付基準に基づく検証

	基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○はい ◉いいえ →	団体間の公平性を図るために、補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査し、効果が高い事業を補助対象経費とする。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○はい ◉いいえ →	団体自体、安定的な収入を得るような事業は実施しておらず、農業振興を図る上で、補助金の支出は必要である。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○はい ○いいえ → ◉対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○はい ◉いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
5	公募制を導入している	○はい ◉いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉はい ○いいえ → ○対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉はい ○いいえ → ○対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉はい ○いいえ → ○対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉はい ○いいえ → ○対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉はい ○いいえ → ○対象外	

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続　→ ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	見直し内容	☑補助額(率)　☑補助対象(交付先)　☑補助対象経費 ☐委託等へ移行　☐その他
	説　明		
	団体の組合員数や事業規模・内容を精査し、平成２４年度から減額している。今後も都市と農村の交流、農業振興上、補助支援は必要と考えられるので支援を継続するが、団体間の公平性を図るために、平成26年度から補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査して効果が高い事業を補助対象経費とする。また、現在２団体を特定して補助対象としているが、同様の活動をする団体が出てきた場合は同様に補助ができるように改正する。		
2	次回の見直し年度	平成　２７　年度	

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市農林業団体交流活動事業等補助金

団体名	茨木市農業振興団体連合会		
設立目的	農家が物心両面にわたり、豊かに繁栄するために、各種関係機関及び団体の協力を得て、農家と農家を取り巻く共通の環境を改善し、その発展を促し、農業経営の安定、家庭生活の向上、ならびに会員相互の親睦と、経済的、社会的地位の向上をはかる。		
活動内容	農業生産物の販売改善についての調査研究、及び共販体制の確立。農業生産団地の確保及び協業の助長ならびに生産施設等の共同利用対策事業。農家生活の改善等、農家の生活全般と地域の環境の改善。研修会、講演会の開催ならびに生産技術導入体制の整備。都市農業と地域のつながりを深める各種事業。その他農業振興に必要な事業。		
設立年月	昭和 53 年 8 月	会費（年額）	5000（部会） 500(会員) 円／人・団体
会員(団体)数	762 人（うち市民 762 人） 団体の集合体の場合→ 団体		

決算状況（平成23年度）（単位：円）

決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。

収入	金額		支出	金額
市補助金	1,000,000	当該補助事業経費	補助対象経費	1,287,096
会費収入	568,000		（うち管理的経費）	0
事業収入	0		（うち人件費）	0
国・府補助金	0		補助対象外経費	0
その他補助金	2,350,000		補助事業経費　計	1,287,096
その他の収入	502,332	当該補助事業*以外の経費		3,073,791
前年度繰越金	1,061,587			
収入合計	5,481,919	支出合計		4,360,887
収入に占める市補助の割合	18.2%	収支（次年度繰越金）		1,121,032

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市農林業団体交流活動事業等補助金】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	◉ 有　○ 無	○ 有　◉ 無
補助金名	農業振興事業補助金	
補助額(※)	206,000	
事業内容	農業振興の推進	
補助対象	農業経営協議会が行う事業に対し補助する。	
その他特記事項		
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	◉ 有　○ 無
補助金名		振興団体協議会事業補助金
補助額(※)		1,400,000
事業内容		農業振興の推進
補助対象		団体運営費
その他特記事項		
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	◉ 有　○ 無	◉ 有　○ 無
補助金名	農林水産団体活動補助金	農業振興会補助金
補助額(※)	100%、上限予算内360,000円	523,000
事業内容	農林水産業の振興	農業振興の推進
補助対象	団体が行う事業	団体運営費
その他特記事項		

※　１件あたりの補助額（単位：円）

補助金等適正化検証シート（Ｆ－05）

１　補助金等の概要

補助金等名称	茨木市農林業団体交流活動事業等補助金（見山地区都市農村交流活動推進委員会）				
交付先の分類	○ 不特定の個人･団体　◉ 特定種類の団体↓　○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	見山地区都市農村交流活動推進委員会			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	茨木市農業振興団体連合会・見山地区都市農村交流活動推進委員会				
補助事業の 内容・目的	市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し補助することにより、活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。				
補助対象経費	事務費、事業活動費、研修費、印刷製本費。				
担当部課名	所属コード	部名	課名	補助開始年度	平成3年度
	084020	産業環境部	農林課		
総合計画 施策体系	章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現			
	細節	地域特性を活かした農林業振興			
	施策	農林業の振興			
予算事業名	農業振興事務事業				
根拠規定等	茨木市農林業団体交流活動事業等補助要綱				
平成23年度 補助実績（円）	総額	1交付先あたり補助額	各交付先ごとに補助額が異なる場合		
			平均的な額	最も低い額	最も高い額
	680,000	680,000			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 全　額 ○ 定　額 ◉ 一定割合 ○ その他	算定方法			補助対象経費に占める補助金の割合(%)
		補助対象経費に8/10を乗じて得た額			80%
財源内訳（%）	市	府	国	団体の管理的経費への補助	◉ 無　○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への支出	◉ 無　○ 有　→	有の場合は 交付先			

２　補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点			説　明
1	**公益性** ・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	見山地区都市農村交流活動推進委員会の活動により、都市と農村の交流が推進され、農業の活性化につながっている。
2	**公平性** ・同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	○ 非常に高い ○ やや高い ◉ やや低い	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はない。 同様の活動を行う団体が出てきた場合、活動内容の精査・検討を行い、適正であれば要綱の改正や予算要求等、補助できるように進める。 ２団体間で補助金額に差がある。
3	**有効性** ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	○ 非常に高い ◉ やや高い ○ やや低い	見山都市農が行うヒガンバナの植栽や広報誌の発行などの事業は、都市と農村の交流促進に役だっている

3　補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点			理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ◉ いいえ →	団体間の公平性を図るために、補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査し、効果が高い事業を補助対象経費とする。
2	補助額は、補助対象経費の１／２以内である	○ はい ◉ いいえ →	団体自体、安定的な収入を得るような事業は実施しておらず、農業振興を図る上で、補助金の支出は必要である。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない	○ はい ○ いいえ → ◉ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない	○ はい ◉ いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
5	公募制を導入している	○ はい ◉ いいえ →	この要綱で支出している２団体以外、同様の活動をしている団体はないが、同様の活動をする団体が出てきた場合、補助出来るように平成２６年度までに要綱を改正する。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	◉ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4　今後の方向性

1	○ ①現行どおり継続 ◉ ②見直して継続 → ○ ③廃　止 (提案公募型補助制度の活用等)	**見直し内容** ☐ 補助額(率)　☑ 補助対象(交付先)　☐ 補助対象経費 ☐ 委託等へ移行　☐ その他
	説　明	
	団体の組合員数や事業規模・内容を精査し、平成２４年度から減額している。今後も都市と農村の交流、農業振興上、補助支援は必要と考えられるので支援を継続するが、団体間の公平性を図るために、平成26年度から補助上限額の算定方法を「単価×会員数」にするとともに、事業の有効性を精査して効果が高い事業を補助対象経費とする。また、現在２団体を特定して補助対象としているが、同様の活動をする団体が出てきた場合は同様に補助ができるように改正する。	
2	次回の見直し年度	平成 ２７ 年度

5　補助金等見直し検討部会の検証

補助金等適正化検証補助シート（団体情報）

補助金等名称	茨木市農林業団体交流活動事業等補助金

団体名	見山地区都市農村交流活動推進委員会		
設立目的	見山地区の活性化・農業経営の安定化を目指して、都市・農村の交流活動の推進、および市民の農村・農業に対する理解と認識を深め、都市と農村が共存する豊かな地域社会の創造		
活動内容	見山地区住民の合意形成を図るため、研修会・学習会等を実施、および都市住民との交流会等の開催,地域に適した生産活動・特産物等の開発		
設立年月	平成　元　年　7　月	会費（年額）	6000円/集落　200　円／人・団体
会員(団体)数	224 人（うち市民　224 人） 団体の集合体の場合→　団体		

決算状況 (平成23年度) (単位：円)				
決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。				
市補助金	680,000	当該補助事業経費	補助対象経費	951,790
会費収入	85,600		(うち管理的経費)	0
事業収入	250,000		(うち人件費)	0
国・府補助金	0		補助対象外経費	0
その他補助金	0		補助事業経費　計	951,790
その他の収入	68,630	当該補助事業*以外の経費		389,935
前年度繰越金	600,203			
収入合計	1,684,433	支出合計		1,341,725
収入に占める市補助の割合	40.4%	収支（次年度繰越金）		342,708

補助金等適正化検証補助シート（他市状況）

【茨木市農林業団体交流活動事業等補助金】

項目	豊　中　市	池　田　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他 特記事項		
項目	吹　田　市	高　槻　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他 特記事項		
項目	箕　面　市	摂　津　市
同等補助金	○ 有　◉ 無	○ 有　◉ 無
補助金名		
補助額(※)		
事業内容		
補助対象		
その他 特記事項		

※　１件あたりの補助額（単位：円）